

西脇市産業立地促進賃料補助事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、企業進出による地域経済の活性化を図るため、企業施設等を賃借する事業者に対し、兵庫県と協調し市が交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所立地企業 事業活動の用に供するため、賃貸借契約を締結し、事務所ビル等の建物（製造に必要な工場等の企業施設を除く。）に入居する者をいう。
- (2) IT関連事業者 インターネット等情報通信技術を活用した製品、ソフトウェアコンテンツ等の開発又はサービス提供の事業を行う者をいう。
- (3) 市税等 市民税その他の市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料等をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の種類、補助対象事業の要件及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、平成27年4月1日以降に市内において事業所を開設する事業所立地企業又はIT関連事業者とする。ただし、IT関連事業者のうち個人事業者の場合は、市内に住所を有する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付対象としない。

- (1) 兵庫県が当該事業に係る補助金を交付しないことを決定した補助事業認定者
- (2) 貸主との賃貸借契約等により賃料が免除されている者
- (3) 市から他の補助対象事業に対する補助金等を受ける者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるところによる。

2 前項の規定による補助金の額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金の交付申請を行った日の属する月から36月を限度とする。

(対象事業所の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市産業立地促進賃料補助事業所指定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類及び事業計画書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新規立地事業所賃料助成事業 兵庫県の立地促進事業等確認結果通知書、事務所ビル等の建物の賃貸借契約書、登記簿謄本及び定款の写し、新規正規雇用者名簿、市税等の納付証明書その他市長が必要と認める書類

(2) 新規開設IT関連事業所賃料助成事業 兵庫県の多自然地域IT関連事業所振興支援事業に係る補助金交付決定通知書、事務所等の建物の賃貸借契約書、登記簿謄本及び定款の写し（個人の場合は代表者の住民票）、事務所等の建物の図面、通信回線使用料の金額を証する書類、市税等の納付証明書その他市長が必要と認める書類

(事業の指定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、結果を西脇市産業立地促進賃料補助事業所指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付手続等)

第9条 前条の規定により指定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他の必要な事項は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号。以下「規則」という。）によるものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告書に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新規立地事業所賃料助成事業 兵庫県の補助金交付決定通知書の写し、事務所ビル等の建物の賃借料の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類

- (2) 新規開設 I T 関連事業所賃料助成事業 兵庫県 of 補助金交付決定通知書の写し、事務所等の建物の賃借料の支払を証する書類、通信回線使用料の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存期間)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を、当該補助事業の完了の日から起算して、5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は帳簿及び書類の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 市税等の納付を怠ったとき。
 (2) 補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年以内に補助事業を休止、廃止又は市内での営業を取りやめたとき。
 (3) 補助事業の対象となる事業所及び通信回線を当該補助事業の用に供せず、他の用途に使用したとき。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
 (この告示の失効)
 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象事業の種類	補助対象事業の要件	補助対象経費	補助金の額及び限度額
新規立地事業所賃料助成事業	次の要件を全て満たすこと。 (1) 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に規定する立地促進事業の確認を受けた事業であること。	事業所立地企業が支払う事務所ビル等の建物の賃借料	補助対象経費の4分の1以内の額とし、一の補助事業者につき、補助事業の対象となる建物の床面積1平方メートル当たり1月750円とし、

	<p>(2) 市内の事務所ビル等の建物に賃貸借による入居であること。</p> <p>(3) 事業の開始に伴い、新たに雇用する常用従業員が6人以上で、市内に住所を有する者が2人以上であること。</p>		同一年度の合計額は100万円を上限とする。
新規開設 I T 関連事業所賃料助成事業	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 兵庫県が実施する多自然地域 I T 関連事業所振興支援事業による I T 関連事業であること。</p> <p>(2) 市内の空き家、空き店舗（校舎、工場などの空室を含む。）などの利用されていない施設等を活用し、新たに I T 関連の事業所、機器設置施設・場所（サーバールーム等）を設置すること。</p> <p>(3) 継続的に3年以上の事業を行う計画を有すること。</p>	<p>I T 関連事業者が支払う事務所等の建物の賃借料（事業の用に供する部分に限る。）</p>	<p>補助対象経費の4分の1以内の額とし、一の補助事業者につき、1月25,000円とし、同一年度の合計額は30万円を上限とする。ただし、補助事業者の年間利用日数が公休日を除き利用可能日数の4分の1を下回る場合は、日割り計算とする。</p>
		<p>I T 関連事業が支払う通信回線使用料（インターネット接続費及び専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料等を含む。）</p>	同上

様式第1号（第7条関係）

西脇市産業立地促進賃料補助事業所指定申請書

年 月 日

西脇市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

（代表者名）

電話番号

西脇市産業立地促進賃料補助事業の対象事業所として指定を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規立地事業所賃料助成事業 <input type="checkbox"/> 新規開設IT関連事業所賃料助成事業		
申請予定額	円	<input type="checkbox"/> 賃借料 <input type="checkbox"/> 通信回線使用料	円 円
事業所名			
住所又は所在地			
事業開始日	年 月 日	資本金	万円
従業員数	人	（常用従業員 （常用従業員のうち市内居住者	人） 人）
業種			
主たる業務内容			
連絡担当者	職・氏名 電話番号	Eメール	

※事業の種類に応じて、西脇市産業立地促進賃料補助事業補助金交付規程第7条に定める書類を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規立地事業所賃料助成事業 <input type="checkbox"/> 新規開設IT関連事業所賃料助成事業	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日	
進出理由		
事業計画の具体的な内容		
将来の展望 (売上増加高・期待される効果等)		
事業所等の賃借に関する事項	契約相手先	名称 住所
	契約期間	
	建物床面積	m^2 (うち事業の用に供する面積 m^2)
賃借料の内訳		
通信回線使用料の内訳		
特記事項		

※賃借料・通信回線使用料の内訳については、支出項目ごとに月額等の期間単位で記載してください。

様式第3号（第8条関係）

西脇市指令第 号

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 様

西脇市産業立地促進賃料補助事業所指定通知書

年 月 日付けで申請のありました西脇市産業立地促進賃料補助事業の対象事業所の指定について、下記のとおり決定しましたので、西脇市産業立地促進賃料補助金交付規程第8条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長 印

記

- 1 決定の内容 指定・不指定
- 2 補助事業の種類
- 3 交付予定額 金 円
- 4 条 件
- 5 不指定の理由